

新年特別企画

問題提起「裁判員制度で本当にいいの？」

平成二十一年までの導入に向けて、裁判員制度の周知・啓発活動の動きが活発化している。世論調査の結果から依然として裁判員への参加に消極的な世論が多数を占めていることから、それを今、制度導入への最大のハードルと見て、議論の焦点は「国民の制度理解」に移っている観もある。しかし一方で制度自体がはらむ課題はこれまで克服されたのであろうか。また、この課題そのものは、制度理解・賛同化を目的とする周知活動の中で、国民に正しく伝えられているのだろうか。制度スタートを「ゴールとする動きが強まる中で、肝心のそこから先の裁判の姿が語られなくなってきたのではなからうか。そこで今回の新年企画は、裁判員制度がもたらす日本の未来、被告人、国民、報道の各立場という四つの視点から、四人の弁護士の方にもう一度制度がはらむ問題にメスを入れて頂いた。本堂はこの制度でいいのか。

高山俊吉氏(東弁)



裁判員制度とは結局何であったか  
あえてこのような言い方をするのは、司法審意見書(二〇〇一年六月)が提起した裁判員制度の導入について、日弁連中樞が「陪審制度につながる制度として重要な積極的な意味をもつ」とか「努力の次第によっては陪審に発展する可能性のある裁判制度」と評し(二〇〇一年九月)、そして今なおその評価の誤りを認めないからである。

司法審意見書は、刑事司法の重篤の病状に一言も触れない一方、国民は自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められ、司法の運営に広く関与すれば司法に対する理解が進み、司法や裁判の過程が分かりやすくなると思った。また、裁判員制度は個々の被告人のためというよりは、国民一般にとりあっているのは裁判員制度として重要だから導入するのだとさえ言った。

国民総動員司法への道  
三年後の二〇〇四年五月、政府は、「被告人の認否による区別は設けず」「被告人の辞退は認めない」「裁判員候補者は出頭義務を負う」「裁判員は刑の量定を行う」等々と、司法審意見書の構想の通りの裁判員制度を法に盛り込んだ。そこには陪審接近の気配など毛の末ほどもなく、存在したのは被告人に対する徹底的な縛りと司法への国民総動員そのものであった。

被告人は辞退できず、裁判員は自白事件の量刑判定

発展的発展 陪審あり得ぬ  
国民総動員 司法へ  
戦争国家の車軸に

日本の未来

日本が裁判官から量刑相場を教えるもいながら刑罰を決める裁判になる(刑事裁判の大半が自白事件である。否認事件における裁判員の関与の在り方は言うま

高山俊吉氏 昭和40年東京大法科コース卒、42年同私法コース卒。41年司法試験合格。44年司法修習終了(21期)。同年弁護士登録。青年法律家協会会長、日本民主法律家協会副理事長などを歴任。「憲法と人権の日弁連をめぐす会」代表を務める。東京都出身。65歳。

にもかかわらねばならぬ。裁判員参加事件のほと

総動員の先にあるものは、参審にも憲法違反の疑いありと言っていた最高裁が、一転して裁判員制度の旗振り役に変わったのは、裁判員が参加しても裁判の基本的な在り方はこれまでと変わらないと見極めたためである。人権保障機能を根底から軽視し、絶望的とも評される刑事裁判のありようを変えないまま、そこに「国民参加」の美称をかざせ得る。加えて、厚化粧工作に動員する国民に「公共意識の醸成」や「公共的事柄への能動的参加」の実験を強制し得る。

国は、刑事司法の「絶望」も踏みしだき、民衆に「己」のれを犠牲にして「公共」に尽くす人格を求めている。それはまさにこの時代に期待された人格像である。改憲の時代の裁判員制度 自民党を中心に憲法三原

4 弁護士が大胆に指摘

理を蹂躪(じゅうりん)する改憲の動きでこれに唱和する動向が急である。憲法九条から二項を削除して自衛軍を持ち、九六条の改憲発議要件を大きく緩和する。

その先に戦闘公務への召

集をかける徴兵制が展望される。裁判公務への呼出しをかける裁判員制度が推進される。徴兵制と裁判員制度は公務挺身を思想的車軸とする戦争国家の車の両輪である。

治安管理態勢を一気に強

め(刑事実体諸法の重罰化、共謀罪立法の動き等々)を見よ、弁護士を民衆統制の前線部隊員に変はうさせる

「原則」は、緻密な審理を

省き、早く結論を出して、刑罰はひたすら重くする「簡易・迅速・重罰」である。

裁判員制度を容認する人が

いる。私たちが裁判員制度に反対することは、政府の戦争政策推進に反対することと一体の関係に立つ。

腹を据えて闘おう。それが